関西大學新報

発行所
関西大学新報社
大阪市大淀区長柄中通2
電話 359 2271
発行人 千神国夫
編集人 進藤洋文
（一部 10円）

古書全般売買
株式会社 天牛本店
南区道頓堀中座前
211 二七五八—九

論説

国家独占の「日韓」批准阻止を

闘争を自治確立に

日韓会談、条約の本質は第一に新植民地主義の形態をとる、日本国家独占資本主義の必然的な展開であり、第二に、それは激動するアジアにおいて、ナショナリズムのイデオロギー攻勢をもって反革命の「盟主」たるを志向していることである。国内体制において帝国主義的な再編成の一環として、学内にも森川学長のマスプロ教育の是認などにみられるように波及は顕著している。

これは国家独占資本に対する把握が弱いため、労働階級の国家独占資本に対する鋭い闘争を困難としているといえるだろう。これは同様に日韓条約で、新植民地主義の形態をとる日本国家独占資本の必然的展開に対する労働者階級の闘いを「平和と民主々義」の現状特的な民主的要求へ還元している。

批准阻止の目標の一致における統一とその中での相互批判の保証という原則を貫徹するために社共の闘争条件の欠陥を呈している統一の過程Ⅱ一発一撃主義を批判し、労働階級の国家独占資本機構に対する変革、改革（造）を全国のものへ展開せねばならぬだろう。

（1）

六月二十三日、日本政府は機動隊に守られ、日韓条約強行調印。十月五日、第50回臨時国会召集。日韓条約が審議されている。一方、院外の批准阻止の大衆運動も規模を拡大している。一方、日本支配階級は日韓条約国会批准を自己の体制をかけ実現しようとしている。

すでに韓国において朴政権による単独採決を強行し、これに対して風潮の如く激起った学生デモに対し自治の学園乱入を行い、衛戍令をもって強圧的に弾圧を行った。そして朴の愛国民族主義に韓国労働者、学生が集約されるという状況を生じつつある。

これに対し日本政府も、国家独占資本体制をかけて批准に向けデモ鎮圧、右翼勢力の動員、商業新聞を通じての議会内での討議のみにより民主主義理論による阻止闘争崩壊のキャンペーンをとるなど暴挙は決意を示している。

このように日韓条約は「批准」か「阻止」の形をとっている。

（2）

日本国家独占資本の朝鮮人民に対する収奪、抑圧は、日本労働階級に対して帝国主義のコマを進め、合理化、物質的、思想的反動化へ動くのである。

「中小企業の倒産続出」「町の低迷」独占資本の合理化（人員整理、換算、賃金凍結）といった一連の現在の経済状態が労働階級の不満が増幅しているとも、現時点において直ちに労働階級、運動の左翼化への傾斜へ導き出されてはいない。

しかし「不況＝労働者の反抗」なる図式を導き出し、国家独占資本の苦境を反動攻勢化に対して労働運動は「昇揚」しているという。それにもかかわらず10・22の公労協中心の生活防衛闘争（政府への反省、大幅賃上げ、合理化反対）は全く挫折してしまっているように、不況に対する労働階級の不満と怒りのエネルギーの広範な推進にもかかわらず現実には国家独占資本の政治、経済、思想的イデオロギーの攻勢の前に、政府への「反省」などに示されているように階級闘争の立脚点を霧散消し国家独占資本に対し頭を垂れ、同盟勢力の伸長とともに労使協調論に傾斜している。

（3）

国家独占資本は大学を支配化におくための大学の再編成、大学自治、学生自治への締めつけを強め、今年はいってからは膨大の授業料値上げ、生協設立の阻止――であり、学内機構の整備＝合理化と称した校地移転の問題化である。加えて関大大学当局の陰険な派閥抗争と学生無視の教育の本質を忘れた大学運営が顕在化してきている。

こうした状況下において森川学長のマス・プロ教育の是認の発言、八十周年事業として皇室大学当局はあえて皇室と呼んでいる）の招聘すること、お祭り気分蘇剰などは大学当局の現在、将来の方針を象徴的に表しているといえるだろう。

こうした学内状況下で形成化してきた学友会は自己保身のために日韓条約反対声明するポーズを示した。

また学生不在、反動化の象徴ともいうべき八十周年のお祭気分に対して学友会としても意義づけるか否かを明確にせず、ただ俺達はこんだけ金をよこせ式のものに汲頭していた。これは誤力と不正を伴い学生自治の喪失した学生大会に対する無効、再度開催要求のキャンペーンを阻止し、自己保身のため解消化をはかっているにすぎないだろう

はだ学友会の如く日韓条約反対なる文句をもって、日韓条約批准阻止闘争を空洞化へ導いてはならない。批准阻止闘争は国家独占資本主義へ対して組むことにより、国家独占資本の侵襲する大学自治への反動化に対し闘うという側面がある。

学生の存在が主体的な原動力となる学内民主化を獲得しゆく過程にそくして不可分の関係で派々と流れる国家独占資本を把えられなければならないだろう。

全学友諸君、学内民主化と日韓条約批准阻止に団結して闘いぬこう。

臨時学生大会要求出す

春季大会は無効

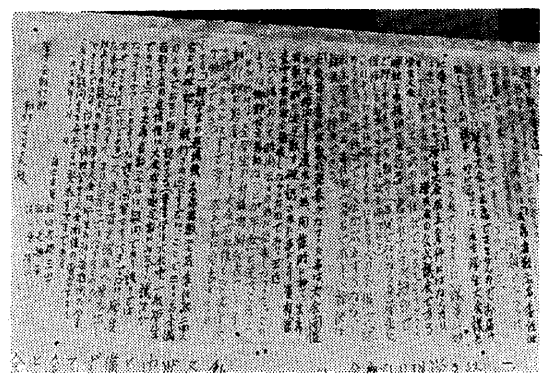

（自治委員有志により出された要求書）

七月六日の春季学生大会についての反論と臨時学生大会要求の申込が自治委員志三名（志岐君（経四）・原君（法二）・関君（経二））によりなされた。これに対して学友会は統一見解を発表、またこれに対する再質問が前三者よりなされ、春季学生大会の集約が大衆的に行われつつある。

春季学生大会の大衆的集約が学生の間で要求されていた折であり、内容をあきらかにしてみよう。

▼第一に、学生大会規約について

関大二部学友会々則第一節、全学々生大会の規定の項を見るとどこにも法的根拠の委任状の項はないのである。従ってそのものが規約上無効であるにもかかわらず、学友会執行部は自己目的化して、不当にもそれを学生大会の成立要件に使った。

▼第二点、大会宣言について。

慣習的な見地から仮に委任状を認めたとしても、大会成立宣言の際に委任状の発表がためされなかったとする自治委三名の質問書に関して、それを統一見解で学友会は認めたのであるからして、この大会が無効であると自ら認めたに他ならない。慣習的には委任状は大会宣言の際に発表するのが立て前であろう。

▼第三点、委任状の慣習的取扱いについて。

現学生大会規定での委任状の取扱方法は、議事一切を委任したものと解釈出来るが、学友会執行部の委任状そのものが不備であり、法的に見れば、無効は一目瞭然である。

▼第四点、決定的な不成立の件、

前述の点から委任状は有効と認められず、学生大会規定第九条（定足数）全学生大会は三百名以上の出席により成立し、議決はその過半数を要する。上記の第九条によると学友会執行部の統一見解では出席者数二百十七名と発表している。

▼第五点、大会中の暴力事件について。

議事に関して、発言中の学生を場外に連れだし、混乱にまきれて、暴力行為を行なったことも明白である。この点に関して学友会執行部も認めているにもかかわらず、"過誤"であるというあやで問題をかたづけようとしているが、討議不能にいたらしめたる騒乱事態、この学生大会そのものを形式化無効にしていることをわれわれは銘記しなければならない。

▼第六点、議案書の配付について

議案書は慣習的には、少なくとも一週間前には、全学生に配付し、事前に各自検討して議場に入るのが建前なのにもかかわらず大会場「の入口で渡したこと、これでは限られた時間内で実質的討議は不可能に陥った。現に学生大会においては実質的な討議はできなかったのであるからしても学生大会はやり直すことが順当であろう。

暴挙大会後学友会の活動が明らかにしていることく、学生の無関心と、自治能力喪失の現象は春季大会を窮曲して正当化する執行部の当然の結果といえるだろう。そして回答書はそのための言葉の羅列にすぎず、自治確立を目ざすものではない。

最高学府の学生大会がこのような状態の中でしか現在できなかったことに関して、遺憾かたこの責任を取って、早急に臨時学生大会を開催するのが妥当であるあるまいか。

そして、臨時学生大会の中で真実を一般学生の前に明らかにしてこそ、真の学生の理念であるといえるだろう。その中ここ、真実はわからないのである。またそうすることによって、明らかに定足数に足りず大会そのものが不成立になっている点である。

▼第五点、大会中の暴力事件について。

議事に関して、発言中の学生を場外に連れだし、混乱にまきれて、暴力行為を行なったことも明白である。この点に関して学友会執行部も認めているにもかかわらず、"過誤"であるというあやで問題をかたづけようとしているが、討議不能にいたらしめたる騒乱事態、この学生大会そのものを形式化無効にしていることをわれわれは銘記しなければならない。

▼第六点、議案書の配付について

議案書は慣習的には、少なくとも一週間前には、全学生に配付し、事前に各自検討して議場に入るのが建前なのにもかかわらず大会場「の入口で渡したこと、これでは限られた時間内で実質的討議は不可能に陥った。現に学生大会においては実質的な討議はできなかったのであるからしても学生大会はやり直すことが順当であろう。

暴挙大会後学友会の活動が明らかにしていることく、学生の無関心と、自治能力喪失の現象は春季大会を窮曲して正当化する執行部の当然の結果といえるだろう。そして回答書はそのための言葉の羅列にすぎず、自治確立を目ざすものではない。

最高学府の学生大会がこのような状態の中でしか現在できなかったことに関して、遺憾かたこの責任を取って、早急に臨時学生大会を開催するのが妥当であるあるまいか。

そして、臨時学生大会の中で真実を一般学生の前に明らかにしてこそ、真の学生の理念であるといえるだろう。その中ここ、真実はわからないのである。またそうすることは、今日、大学に学ぶものの態度として当然ではあるまいか。

学友会は春季大会を正当化

自治能力の喪失現象

生協書籍販売所を設置へ

具体化した設立方針

生協設立準備委員会では、①書籍販売場所の確得と②学生の生協への加入運動を中心に秋から来春にかけて一部生協への加入の実現をはかるよう準備を進めている。春以降、生協郷都委員長の鳥登君（経二）を中心に進めてきた生協設立運動は、組合員募集と、生協理念の普及を中心としてきたが十二分に進展せず、将来的展望と当面の活動方針の具体化が必要にせまられ、大体、次のように確認している。現在組合員に百名に達し、今後も組合員の加入を進めると同時に来春には関大生協関大文部を設立し、運営できるよう現在の有隣館に協定を中心に生協の設備拡充をはかっていく。そして関大生協もこの点で協力して援助することを確認している。

具体的活動としての第一点は、関大本部が、十一月に千里山関大会館へ移転するため、そのあとの空室を利用して、生協書籍部販売所を設置するよう当局と話し合を進める。そして有隣館の売店から書籍を他へ移すことにより、学生の要求に答えるよう計画している。

書籍の問題は、昨今物価の値上り

学園祭準備進む

第一回八十周年記念行事準備委員会が去る十月二十五日、有隣館第一会議室において、七時三十分から各パート代表者、事務局員、十三名参加のもとで開催された。最初に事務局の一応の記念行事計画の日程を決定するつぎの通り説明があった。十二月五日、文化祭（大手前会館）体育祭（阪神野球場）十二月六日、七日、各クラブの催し物（学舎内）十二月八日、本部催し物などである。

第一回の準備委員として、出席者も事務局係者を除くと教人に過ぎず、今後の準備活動も多難を予想される。特に準備委員会内部で最も重要な記念行事の位置づけや大衆的な観点からの実質的な、基本的な討議はなされず例年と同様にマンネリ化の傾向がでているが、ただ単に形式化するのでなく、百五十余万円の予算を無駄に使わず学生生活に寄与すと同時に、将来においても、学生生活のよき思い出として、社会生活において炎の根源となるようなものであってほしい。

今後の活動を期待してやまない。

権利意識を喪失

後退化した三懇

一ヶ月も遅れて、去る十月十八日、有隣館第一会議室において、理事者、教授会、学生側、三者の出席のもとで開催された。

議題としては、①昨年度決算について。②天六学舎移転問題。③八十周年記念について、以上三点について学友会側から提示された。第一点について、小島執委長から「千里山学舎に比較して、余りにも学生の怨嗟が少ないので、昨年会館（仮称）を建てもらいたい」という意味の提案説明をし、会館の内容としては、地上三階、地下一階（一階は書籍、文房具、二階は喫茶室、三階は学友会の展示場）の構想なるものであった。

――これに対して、理事長は、赤字財政一点張りで「建設はよく理解するが現段階では無理である」と逃げ、今後の継続審議となった。（その後、学友会と理事長とのボス交で十一月五日以降、あた当初の記念式典など）に二千万を計定して計画している。この問題以外に十一月四日の記念行事について当局の説明があった。「十一月四日は千里山体育館で記念式典を挙行し、今回は厳選に簡素に行いたい。また関大八十年史の編集、論文集の発行、十一月五日には記念講演を毎日ホールで開くなど、アンデス山脈学術調査隊の派遣の報告、学生映、聖歌、などの記念行事を行なうので一部、二部も協力してもらいたい」との説明があった。

このように三懇は何から具体的な成果をうることはできず、学校当局の一方的な伝伝の場と追いやられた。

例別的に見ると、まず第一点の昨年度決算について、学友会が厚生会館を建設して欲しいというとのボス交で十一月五日以降、あらためて話し合いをしようとのことを決定して計画している。この問題以外に十一月四日の記念行事について当局の説明があった。「十一月四日は千里山体育館で記念式典を挙行し、今回は厳選に簡素に行いたい。また関大八十年史の編集、論文集の発行、十一月五日には記念講演を毎日ホールで開くなど、アンデス山脈学術調査隊の派遣の報告、聖歌、などの記念行事を行なうので一部、二部も協力してもらいたい」との説明があった。

このように三懇は何から具体的な成果をうることはできず、学校当局の一方的な伝伝の場と追いやられた。

例別的に見ると、まず第一点の昨年度決算について、学友会が厚生会館を建設して欲しいというとのボス交で十一月五日以降、あらためて話し合いをしようとのことを決定して計画している。この問題以外に十一月四日の記念行事について当局の説明があった。「十一月四日は千里山体育館で記念式典を挙行し、今回は厳選に簡素に行いたい。また関大八十年史の編集、論文集の発行、十一月五日には記念講演を毎日ホールで開くなど、アンデス山脈学術調査隊の派遣の報告、聖歌、などの記念行事を行なうので一部、二部も協力してもらいたい」との説明があった。

第一点での学舎移転についても、無策であると頑迷な解答を避け、財政のしわ寄せを合理化という手段で学生側に押しつけようとしていることからも学生を無視したその方法で、はたして、大学の教学目的が完遂すると思われているのであろうか。また八十周年記念行事については、厳選な簡素な式典を行なうと述べておりながら、二千万円の予算を計上し、一般学生不在の商業的な式典を目論んでいるが、学生不在の式典をしたところではたして今後の関大発展の基礎ができるか疑問に思う。

以上のように三懇は何ら具体的な（学生を主体にしての見地）問題把握はできず、当局の一方通行、宣伝の場と追いやられた。この責任は学友会に あることはもちろんだが学友会当局の反動的な側面から派生していることを見逃してはならない。しかも教学側が何ら教学的見地から具体的な方策を示さなかったことも三懇を後退させる原因になっており、この後退化の原因を徹底的に追求して、本来の姿に戻ることが急務であろう。そうすることよって、三者の歩み寄りの可能性も出てくるし、三懇の重要性が認識されることになろう。

学友会も形式的姿勢

日韓阻止 学内共闘 大会開く

日韓条約批准阻止学内共闘会議結成大会は十月二十五日有隣館一階ホールで午後七時から開かれた。現在、国会で、政府自民党によって強行採決されようとしている日韓条約反対のキャンペーンは、学内においては、後期に入って、春の学生大会要求に先だって社研、現中研などのクラブが中心になって各クラブに呼びかけ、批准阻止準備委会をもち、組織拡大が行われてきた。そして、これまで、九・一一統一行動参加や有隣館における討論会、講演会、映画など一連の反対運動がすすめられてきた。

これまで現学友会執行部は、消極的ながら、政治理論の欠如、政治指導の欠如により、批准阻止運動の意志表示さえできなかったが、この大会には、もちろん政治的な狙いがこめられていたのである。

この日の大会に参加したのは共闘会議参加団体（社研、現中研）と一般有志学生約五一名であった。

大会は予定通り経過報告があり、活動方針、役員選出に移ったが、これは未定で、活動方針、今後の展望すら未だにできず、組織拡大に狂奔している感がある。

ついて、（1）集会参加（2）学習会（3）請願署名（4）資金カンパの訴え（5）共闘会議拡大強化、会費納入などの申し合せ事項を確認、日韓条約批准阻止、ベトナム侵略反対、学生の生活と権利を守ろうのスローガンと決議文を採択し、ライシャワー大使、自民党、民社党への抗議文、社共公明党への激励文を送った。その後の朝鮮人留学生の講演会があり、日韓条約の本質について、また在日朝鮮人の生活実情についての講演が行われ、終わった。

80周年記念式典

八十周年式典開かれる

於千里山体育館

十一月四日午前十時より、千里山一、知事、中馬市長、村田吹田市長、第体育館において関大創立八十周年記念式典が行なわれた。まず久井理事長の式辞で始まり、森川学長挨拶、日本私立大学連盟会長水沢邦男氏、大学基礎教育会長大泉孝氏等の祝辞・祝電が相次ぎ、第一部が終了した。

第二部は、論文集の発行、十一月五日には記念講演を毎日ホールで開く予定、アンデス山脈学術調査隊の派遣の報告、聖歌、などの記念行事を行なうので一部、二部も協力してもらいたい」との説明があった。

このように三懇は何から具体的な成果をうることはできず、学校当局の一方的な伝伝の場と追いやられた。

例別的に見ると、まず第一点の昨年度決算について、学友会が厚生会館を建設して欲しいというとのボス交で十一月五日以降、あらためて話し合いをしようとのことを決定して計画している。この問題以外に十一月四日の記念行事について当局の説明があった。「十一月四日は千里山体育館で記念式典を挙行し、今回は厳選に簡素に行いたい。また関大八十年史の編集、論文集の発行、十一月五日には記念講演を毎日ホールで開くなど

日韓条約の本質を探る

阻止闘争に

新植民地主義の確立

国家独占資本の展開

○…日韓条約は韓国学生デモ「国恥条約」との、呼けびに○…幾度か中断されていた。しかし五月十二日両国政府は○…機動隊の固守する中で日韓条約を強行調印した。日韓○…条約は、基本条約、請求権・経済協力協定、漁業協○…定、在日朝鮮人の法的地位、文化財返還協定に分けら○…れている。

基本条約

基本条約 その背景

日韓基本条約、これ自体国家独占資本主義の侵略を背景とした反革命闘争の一環とした侵略的な軍事同盟である。

アジアにおける米・国家独占資本主義は第二次大戦において日本国家独占資本＝帝国主義を駆逐することにより確立された。しかし米国家資本が当初に意図した中国市場の独占的支配は一九四九年中国農民を主体とした毛沢東の指導する人民解放軍が中国全土を掌握することにより挫折した。これは米国家資本主義の大戦後の極東政策の根幹をなしていた中国市場支配の挫折と、反ソ反共路線の展開の後退を意味した。

一九五〇年六月十五日、米国が韓国軍と共に38度線を突破、侵略した「朝鮮戦争」は明らかに米国家独占資本主義が中国支配を目標とするものであった。53年7月、休戦協定調印に伴なう戦争の終結は南北を固定化するものであり、国連軍の名のもとに現在なお朝鮮、中国全土の支配化を、たかの目の如くねらっている。それは54年から今なお存続し深刻化するベトナム戦争、58年の金門、馬祖砲撃、さらにはラオス戦争、安保条約と米国家独占資本主義とアジア資本主義諸国は鵜の目の激しさから手あたり次第に食らが如く自己の論理の貫徹をはかっているといえよう。これは国際帝国主義の協同作業としての反革命闘争といえる。SEATOの再編成化への動きとともに反革命闘争への形成として日韓条約はその一つである。

国連総会 カラクリ

日韓条約の法的依拠は一九四六年十二月十二日国連総会決議第一九二号（Ⅲ）によることを基本条約前文、第三条に明記している。

これは、日韓基本条約の締結、批准という行為は、この『国連総会決議』に従い、日本政府が韓国政府を朝鮮の唯一の合法政府として承認し、「両国が国連憲章の原則に適合して緊密に協力する」ことを誓うという実際行動に乗り出すことを意味している。法のカラクリがここに明確にあらわれている。以下藤島宇内氏の指摘（朝日ジャーナル「日韓問題」）を中心として考察してみよう。

第五回国連総会（一九五〇年）決議三七六（V）は朝鮮戦争において米国軍が十月七日三十八度線をこえ、北朝鮮へ本格的侵入を開始した（十月八日）の依拠であった。この決議は国連総会決議第一七五号（Ⅲ）（「日韓基本条約」に明文されている決議）をその前文で繰り返し、それを発展させて、在韓「国連軍＝米軍」に対し、三十八度線をこえ「全朝鮮にわたって安定した状態を確保するためにすべての適当な措置をとること」を勧告したものである。もっとも「国連決議」は「勧告」にすぎないからそれに基づいて行動するかどうかは各国の選択の自由であるが日本は日韓基本条約を締結することにより「決議一九五（Ⅲ）に基づいて韓国政府を承認するという『行動』を選択していることが重大である」

このように「両決議は不可分の関係にある」のが理解される。しかも「この決議はそれだけで孤立、完結しているものではない、国連における朝鮮問題関係諸決議の全理論体系の基礎となっている」従って「日韓基本条約」の前文、第四条で、両国が「国際の平和および安全維持のために」「相互関係において」「国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力すること」になる。

国連軍の名の米軍

韓国の陸海軍の指揮権は大田協定（一九五〇年七月）により在韓「国連軍」＝米軍司令官に委譲されていたが今年三月十七日空軍指揮権のみ突如韓国に返還されたのである。朝鮮戦争停戦協定（五三年七月）は朝鮮人民軍（北朝鮮）中国人民軍、国連軍の三者によって調印されたものであって、韓国軍は調印していないから北朝鮮の領空を侵入しても「朝鮮協定」の違反とはならず、また「国連軍」の責任でもない。これは韓国空軍が一方的に戦争を再開できる体制にはいったことを意味する。そして朝鮮戦争は完全に終結したものではなく休戦しすぎないからいつでも再開戦の可能性を濃密に含んでいる林克也氏の指摘〈〉。

仮りに第二次朝鮮大戦が勃発した場合、在韓「国連軍」〈米軍〉は「朝鮮における国連監視下の選挙できた唯一の合法政府」、韓国政府を守って「朝鮮を統一するために南朝鮮に派遣されている「国連憲章」に基づく義務」により戦争を展開できる。さらに在日米陸軍司令官が在韓「国連軍」の副司令官を兼任していることから在米軍は「国連軍」として出動する。この場合、在日米軍は事前協議は必要とせずに新安保条約第六条「施設および区域を使用することを許される」を適用できる。さらに日本政府は在日米軍基地の報復攻撃を阻止するために、新安保条約第五条の発動をもって「両国（日米）」が「国際平和及び安全の維持のため」「日韓条約をもって、ここに旧軍隊が出兵するという平和の根拠がある。

安保条約の具体化

日韓基本条約により、新安保条約の実質的な価値は具体化し、米・日・韓国は三位一体となって「国際の平和および安全の維持のために」「緊密に協力する」ここに在日米軍、その他支配階級のいう「国連平和」の強調はかかるものであることが明らかとなる。

こうして憲法九条が無力化しいく巧妙なるカラクリは「三年計画」のそれらの現実的機能性がそこに顕著に、鮮かに示されている。

そして、米国政府の極東政策に協力（マッアアーシャルプランたるジョンソン構想の「東南アジア開発」也）日韓軍事防衛構想、ベトナム（ベイドシナ）（巧妙な行動付である。さらに、核兵器積載の原潜を公然、除除とアジア水域に出没させるとともに、原潜の寄港、世界最大の原水爆基地としての沖縄の提供。戦闘機、大型輸送機の提供使用の許可。さらに軍需物資の生産。

このような度重なる核兵器導入の既成事実の積み上げによるなしくずし、さらに中共の核実験成功により、日本の防衛力、軍備力＝核武装化への進展を脅しである。

日韓条約を通じて韓国への帝国主義進出を第一歩とする日本国家独占の東南アジアへの帝国主義的要請の野望を可能とするための軍事力の増強（反革命）を露骨に示してきている。

反革命闘争を志向

自衛隊出兵を正当化

国連軍の名の米軍

韓国へ進出の意味

①米国の対韓援助を資金とする商品、プラント類の輸出、米国余剰農産物の輸出、セメント（韓国において）は生産過剰のシロモノ〈兵器輸送車、戦車など（66万人の軍隊、ベトナム派遣の物資調達）②在日朝鮮人の「財産移入」の形による日本国家独占資本の進出。③保税加工貿易方式にはじまる帝国主義的進出性格を含める直接投資への方法。④現在世界の五大国が相続き、プラント輸出など取り決め、契約もなされている。

これらの諸事情から、日本支配階級が「韓国経済の発展のために」などというなまやさしい言葉を許容しえない。韓国の「第二次五ヵ年計画」は韓国の停滞傾向と従属的構造の計画にしかならざるをえないだろう。日本資本は韓国の膨大な失業者を低賃金労働者として使用し、米国の反共経済援助の欠陥を合法化されたことである。

請求・経済協力

経済援助の名で

国家独占——市場獲得へ

新植民地主義化

そして、基本的に日本の植民地体制への反省を欠如、米国の反共経済援助の欠陥を合法化されたことである。

韓国へ進出の意味

①米国の対韓援助を資金とする商品、プラント類の輸出、米国余剰農産物の輸出、セメント〈韓国において〉は生産過剰のシロモノ〈兵器輸送車、戦車など（66万人の軍隊、ベトナム派遣の物資調達）②在日朝鮮人の「財産移入」の形による日本国家独占資本の進出。③保税加工貿易方式にはじまる帝国主義的進出性格を含める直接投資への方法。④現在世界の五大国が相続き、プラント輸出など取り決め、契約もなされている。

これらの諸事情から、日本支配階級が「韓国経済の発展のために」などというなまやさしい言葉を許容しえない。韓国の「第二次五ヵ年計画」は韓国の停滞傾向と従属的構造の計画にしかならざるをえないだろう。日本資本は韓国の膨大な失業者を低賃金労働者として使用し、米国の反共経済援助の欠陥を合法化されたことである。

韓国へ進出の意味

①米国の対韓援助を資金とする商品、プラント類の輸出、米国余剰農産物の輸出、セメント〈韓国において〉は生産過剰のシロモノ〈兵器輸送車、戦車など（66万人の軍隊、ベトナム派遣の物資調達）②在日朝鮮人の「財産移入」の形による日本国家独占資本の進出。③保税加工貿易方式にはじまる帝国主義的進出性格を含める直接投資への方法。④現在世界の五大国が相続き、プラント輸出など取り決め、契約もなされている。

これらの諸事情から、日本支配階級が「韓国経済の発展のために」などというなまやさしい言葉を許容しえない。韓国の「第二次五ヵ年計画」は韓国の停滞傾向と従属的構造の計画にしかならざるをえないだろう。日本資本は韓国の膨大な失業者を低賃金労働者として使用し、米国の反共経済援助の欠陥を合法化されたことである。

円ブロックの建設

日本国家独占資本主義は米国、西欧人の称賛と憧憬を呼ぶほどに確立されている。しかし、戦前のように海外投資を行い、優勢な軍事力を背景とした帝国主義的進出による植民地経済ブロックの独自の勢力圏を持たないという戦後、日本資本主義の内在的脆弱性を持ちながら「開放経済化世界市場への参与」＝帝国主義的進出は日本国家独占にとって「自殺」は必然的であった。

内在的脆弱性の克服のため、孤立化を防ぐため米国の力を頼みとする経済・従属外交を必死に追求し、六〇年の新安保によって合法化を企ったわけである。単に従属経済化というものではなく世界資本主義の一つとしての日本資本主義が自ら内在的脆弱性の克服へ独自の論理を貫徹するため、自ら米国の経済・軍事勢力圏にはいり発展強化をはかったのである。

国内的には資本供給過剰状況をつくり、絶対的剰余価値の増大化のための国家権力による労働力価格の価値以下への強権的引下げ、賃金を通じての労働者の搾力的収奪（賃金統制、労資紛争調停機関の強化、労働組合の分裂工作政策など）の経済主義政策の限定、労働諸級の要求の経済主義政策の強化、労働組合の分裂工作政策など）また独占資本に属せしめるような社会の剰余価値総量の国家権力による人為的配分（物価統制、公債、オペレーションなど）状況をもつくり、他方膨服政策を布敷している（八一年海外投資約四億五千ドルに達している）。こうして次に国際競争激化に伴いに自らの勢力圏＝円ブロックの建設を追求することになったのである。

戦後日本の海外投資は延払いで進められてきた。これは資本輸出と商品輸出が緊密な結合した資付資本輸出である。日本的特質は金融的脆弱性に因するところの国家的機関（主に輸銀）融資への依存への形態である。そして国際市場の激化に伴う延払い条件の強化は民間資本の金融力の限界を超えます国家資本に依存している民間ベースでの契約は政府借款ベースでの契約へ転換させようとすることに現わにしてきている。

外国資本韓国支配

朝鮮は日本の中国への軍事的進出への補給的工業地域として日本国家独占資本により工業が独占されていた。この植民地体制において朝鮮の資本は日本経済との垂直化され朝鮮内部における相互関係・結合・発展は喪失していった。

戦後、日本帝国主義からの解放にもかかわらず消費財中心とした米国家独占資本の要求＝市場拡大化により米国資本が投下され、従属的、垂直的状況は強化され、対米依存度の比重が高まる結果となり、国際収支の苦しい不均衡、膨大な入超、膨大な軍事負担などが生じてきた。そして約三百万人の失業者（潜在失業者を加えると一千万人（約東京都人口）といわれている。さらに租税による大衆収奪、慢性インフレ、物価騰貴、外貨不足、膨大な軍事費の支出、三六％以上にもおよぶ資本蓄積なと現在韓国（南朝鮮）経済は破壊的危機の状態に落ち入っている。

朴政権が六二年から「第一次経済五ヵ年計画」へ北朝鮮＝朝鮮民主々義人民共和国の「千里馬」に対抗しようとする赤旗運動を恐れ、六五％以上にもおよぶ資本蓄積なと現在韓国（南朝鮮）経済は破壊的危機の状態に落ち入っている。朴政権が六二年から「第一次経済五ヵ年計画」へ北朝鮮＝朝鮮民主々義人民共和国の「千里馬」に対抗しようとする赤旗運動を恐れ、六五％以上にもおよぶ資本蓄積なと現在韓国（南朝鮮）経済は破壊的危機の状態に落ち入っている。

朴政権のかかる政・経破壊的危機を回避するため＝帝国主義体制の動揺を防ぐため「第二次五ヵ年計画」が作成された。独自の勢力圏を追求する外貨導入で日本との結合であり、さらにイタリアなどからも計っている。韓国において「外資導入法」や新五ヵ年計画事業、非計画事業を対象とした プラント輸出、技術提携、借款投資による大企業韓国進出に対する国際立法化がなされていない。これは多くの朴政権と外国資本だけに有効なものにすぎない。

永住権＝治安攻勢

国内反動体制確立化

法的地位

適用は韓国籍のみ

現在、在日朝鮮人の居住は「昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日（五二年八月一日）まで引き続き」「居住する者及びその子供に関しては一別に法律で定める ところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間引き続き在留することができる」と規定され、さらに五二年八月一日以降に生まれた者、戦後の再入国者もそれぞれ一年、三年の期間居住が可能であり、期間がくれば更新の手続きをすることによって引続き在留が許可されている。

日韓条約、在日朝鮮人の法的地位に関する協定は六条から成っており、ここに述べられている永住権を「許可」するとしている意図はなになのか。

「法的地位」協定は「日本に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定」である。

ここで永住権が許可される対象は「大韓民国国民」以外誰でもないのである。これは「永住権付与」を好解とする在日朝鮮人に対し強制的に韓国籍へいれることを意味している。（これは日韓条約前文第三条で明記されている国連決議一九五（Ⅲ）による唯一の合法的政府＝韓国政府によっている。）

韓国人の活動抑圧

さらに永住権付与された在日「韓国」人に対し強制退去が協定第三条に明記、定められている。

（A）日本国において内乱に関する罪または外患に関する罪により禁固以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者、内乱に付加随行したことにより刑に処せられた者を除く）

（B）日韓両国において国交に関する罪により禁固以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為により禁固以上の刑に処せられた者及び外国の外交上の重大な利益を害した者

一見、平凡にみえる条文であるが仮りに批准されたとする場合、開設が意図されている韓国政府の駐日大使館のみならず在日米大使館の再軍備政策の中で反革命闘争、軍事的介入を意味した三矢研究」が第二次朝鮮戦争勃発に除し警察を中心とした「全国における日共及び朝鮮総連に対する一斉調査、介入」を行ない「それらの軍事組織の存在確認〉」とデッチ上げ、内乱、外患罪のもとに、全面治安攻勢の形態である。

また〈犯罪行為〉特に限定はないので暴行・脅迫・傷害・住居侵入・不過去・建造物損壊・軽犯罪法違反・公安条例違反など、日常のデモや大衆的示威・集会などがたやすく〈犯罪行為〉となり退去強制の脅しのもとに取締りや弾圧が強化される。（田代博文氏「日韓問題」誌で指摘〉

永住権の利益は？

さらに永住権を「許可」された在日「韓国民」は韓国の「反共法」「兵役法」その他韓国内諸法が全面的に適用されることに及ぶことは、日本国憲法における基本的人権はかかる治安攻勢に密しい侵害に直面していく。

第四条（A）永住権付与された韓国民に対する教育、生活保護、国民健康保健（B）持ち帰り財産について日本政府は〈妥当な考慮を払う〉という抽象的な規定がなされている。

戦前、日本国家資本主義の最底辺を構成するために在日朝鮮人を暴力的に無慈悲きわまる苛烈なる手段で労働者として炭鉱、鉱山など低賃金、重労働などの苛酷なる強制労働、まるで牛馬の如く酷使、虐待され、労働災害、栄養失調、虐殺、かかる歴史的状況から、在日朝鮮人こそまさに、権利として保護を、それ以上に帝国主義戦争犠牲者として、日本政府に対する賠償を請求する権利があるが、これは全く排除されている。

明らかに、法的地位は在日朝鮮人問題は治安問題として捉えられている。日本国家独占資本主義の波及する他民族抑圧がここに見事に華麗な結晶として露出している。これは自国（日本）労働、農民階級への国家資本主義の「抑圧」への一過程でもある。

国民を欺瞞の李ライン徹去

大企業の漁場独占

漁業・文化財

李ラインの存続

韓国における水産業従事者は約百三十万人であるが、漁船はわずか四万七千隻は無動力船。六千隻の動力船といっても平均十ヒ足らずであり、「協定」による共同規制水域へ出漁し、日本漁船に対抗できるというのは五百隻ほどしかないといわれている。国民全体の平均一人当りの年間収入は八十ドルに対し漁民は三十九ドル（一万四千円）ほど（農民は五十ドル）という窮乏状態におかれている。

一方、日本の水産従業者は約六二万六千人であり、その八八％は三十ヒ以下の漁船しかもたない零細漁民である。収入は農民の八〇～九〇％にすぎないといわれている。さらに近年沿海漁業は不振である。それは主要な漁場が米空・海軍の基地爆撃演習場となっていることもあろうが、重化学工業化の進展に伴う臨海工業地帯、コンビナート建設、また公害によって沿岸漁場としての機能を失っている。また、最近、大手水産会社の企業系列・中小企業の系列化は零細漁民への圧迫となっている。このように李ラインが撤廃されたからといって日韓の零細漁民の貧困が救済されるわけではない。日本の大手水産会社の漁船によるトロール漁法の乱獲による日韓の零細漁民はより破壊的な打撃をうけることになるだろう。

協定では韓国沿岸に十二カイリの漁業専管水域を認め、その外側に共同規制水域を設定し、両国の漁業を規制し、さらに、共同資源調査水域を定めて李ラインと実質的に同じくする形で解決された。

政府はこれまでの漁獲量確保のため共同規制水域において、出漁隻数の制限を一日あたりの最高限度数にきりかえ年間総漁獲量の制限も操業規制も操業規制の指標になる基準量にすぎないとし李ラインの撤廃をもくろむとともに協定内容の無力化を進めている。規制指標の対象にならない日本沿岸漁民の出漁隻数を現在の零細漁民の出漁隻数を現在の三千隻から一千七百隻に自主規制し、漁業協力資金として九千万ドルの長期借款によりこの協定の条文、第三条で文化財返還は日本側から好意的に引き渡されるものであると規定している。これは韓国側の返還の要求、当然の権利を放棄させられたことである。

また文化財は「韓国」からのみ収奪したのではない。それにもかかわらず南北の分離を前提にし（日韓条約に掲れる本質）新たなる海外侵略を意図しているということである。

この協定は植民地主義を合理化しようとしているといえよう。

文化財問題は過去の日本帝国主義の侵略、搾取の責任の形、さらに南北統一を考慮に入れることを前提として朝鮮の文化的繁栄に協力しなければならない形でさえそこに見出すことはできないのである。

無責任な文化財返還

この協定の条文、第三条で文化財

平和とは階級解放

被爆者詩人 峠三吉の人生

学窓座

単独公演

演劇研究会「学窓座」の創立二十周年記念第二十三回独公演「河」は九月十六日、十月二十七日の二回行なわれた。沖縄、人間裁判、河と現実の問題をとらえ、一歩一歩と踏みしめて歩んだ学窓座の足音は、観客にある時は強く心にかりの中に熱いエネルギーを創造した。この二十年の成果を誇りとする一方、今後の基礎として前進することが期待されている。

ちちをかえせ
ははをかえせ
としよりをかえせ
こどもをかえせ
わたしにつながるにんげんをかえせ
にんげんの
にんげんのよのあるかぎり
くずれぬへいわを
へいわをかえせ　（峠三吉）

人間に与えられた生命、この制限された時間の中で、人間のために生き、大衆の平和に貢献することが、人間の道だと詩人峠三吉は最後まで自己の生命を大衆の平和にささげ、労働者の勝利を夢みて息を引きとった。この峠三吉の生涯を中心に被爆者と平和運動をとらえたのが土屋清の「河」である。

この時代背景は、占領民主化という大衆欺瞞が本体をあらわし、下山、三鷹事件、レッドパージ、朝鮮戦争と米国の帝国主義占領政策の暗黒時代である。昭和二十三年から二十六年峠たちのグループの背景になるのが日本共産党で苦しい戦いと指導の誤りを浮きぼりにしていた。組合の勝利は党のためだ。革命はせまっている。犠牲になってくれ。党を守ってくれ！ここに官僚的なスターリニズムがムンムンと存在し、仲間を「せめて人なみの幸福を」などと、隊から離す結果をまねいたことを見抜かなければならないだろう。

土屋清はこの劇で「平和とは何か」と問をかけ、主人公詩人峠の足跡の中で答えを与えている。峠は、独学家大木英作とともに「芸術」というワクの中で自己満足を繰り返えした生活から脱皮して、大衆とともに歩む詩、大衆とともに闘う芸術こそ真の詩だと、積極的に組合運動、平和運動に入って行くのである。そして労働者の社会現が平和の問題であると闘争の先頭に立つのである。

そして被爆者である峠は「われら詩の会」のメンバー達と、広島は「ピカ」（被爆者）でなければならないという陰影から脱して、被爆体験を詩をつうじて発表し、広島の責任は誰れがと追求するのである。そして敵は米帝国主義と独占資本であることを暴露して階級闘争と被爆者の平和運動を一致させるのである。このとらえ方は、行きづまった現在の原水禁運動を考える時より返えってみる必要点であろう。被爆体験を内にひめ、祈ることでなく、原爆の意図したもの、つまり戦争勢力と対決していくことが必要なのである。この点昌田が最後に読む詩「その日はいつか」は展されたわれわれに対する責務を如実にいい明らわしていたといえよう。

詩をふんだんに取り入れた四時間に及ぶ劇であったが、その朗読が単調になったとき、劇の死を意味するともかかわらず、照明音楽を使った浅田君の演出は、多くの観客を引きつけて離さなかった。ただ全体的に頂点がばらばらで内容は少々理解しくるしんだろう。しかし、よくここまで励んだものだと賛美する者が多数であった。

組合員募集中

学内での日用品は
みんなの力で作った
主協へ

関大生活協同組合
天六支部

ぜひ皆様の学内食堂へ

佐伯食堂
関大地階

近代感覚漲る文化語学誌
時事英語研究
日本に学ぶ英語教師（Anthony Cohan）カナダの日本人（Roucek 教授特別寄稿）最新米語集（Bryant教授特別寄稿）映画台本研究〈Harlow〉（「ハーロー」）ドイツの米語辞典（金生正迫）アメリカ再訪記（中内正利）街で見た英語の実態（長谷川潔・堀内克明）時事英語学会広島大会の記（上本明）英語街漫歩（奥平光）新語展望
12月号　百四十円

広い視野・実力の源泉
英語研究
■シュワイツァ博士の教訓（ノーマン・カズンズ）■特集：アメリカ現代作家一ジェイムズ・ボールドウィン論／『もう一つの国』研究／現代黒人文学展望■英語研究講座：英語表現と語感／発音六講／英作文のカンどころ／新聞英語ノート■懸賞論文入選者発表■映画台本『第三の日』■East-West Center■語法診断
12月号　百二十円
東京都新宿区神楽坂一ノ二　研究社　全国書店発売中